

1. 基礎年金国庫負担割合 2分の1への引上げ

平成16年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

平成16年の年金制度改革においては、今後更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたり年金制度を持続的で安心できるものとするため、給付と負担の両面にわたる見直しを実施し、新たな年金財政のフレームワークを構築。

※5年ごと(次期:平成21年)に法律に基づき、財政検証(長期的な財政収支の見直しを作成し、16年改正の財政フレームの有効性を確認)。

16年改正のフレームワーク

① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定 (※保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

厚生年金: 18.30%(労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ)

国民年金: 16,900円(平成17年4月から毎年280円引上げ) (平成16年度価格)

【参考】現在(平成20年10月)の保険料: 厚生年金15.35% 国民年金14,410円

② 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

標準的な年金の給付水準について、現在の59.3%から、現役世代の人口減少とともに水準を調整。今後の少子化の中でも年金を受給し始める時点で現役サラリーマン世帯の平均的所得の50%を上回る。

【参考】現在(平成20年度)の年金額: 基礎年金(40年加入) 月額66,008円

厚生年金(夫婦2人分の標準的な年金額) 月額232,592円

③ 積立金の活用

おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる。

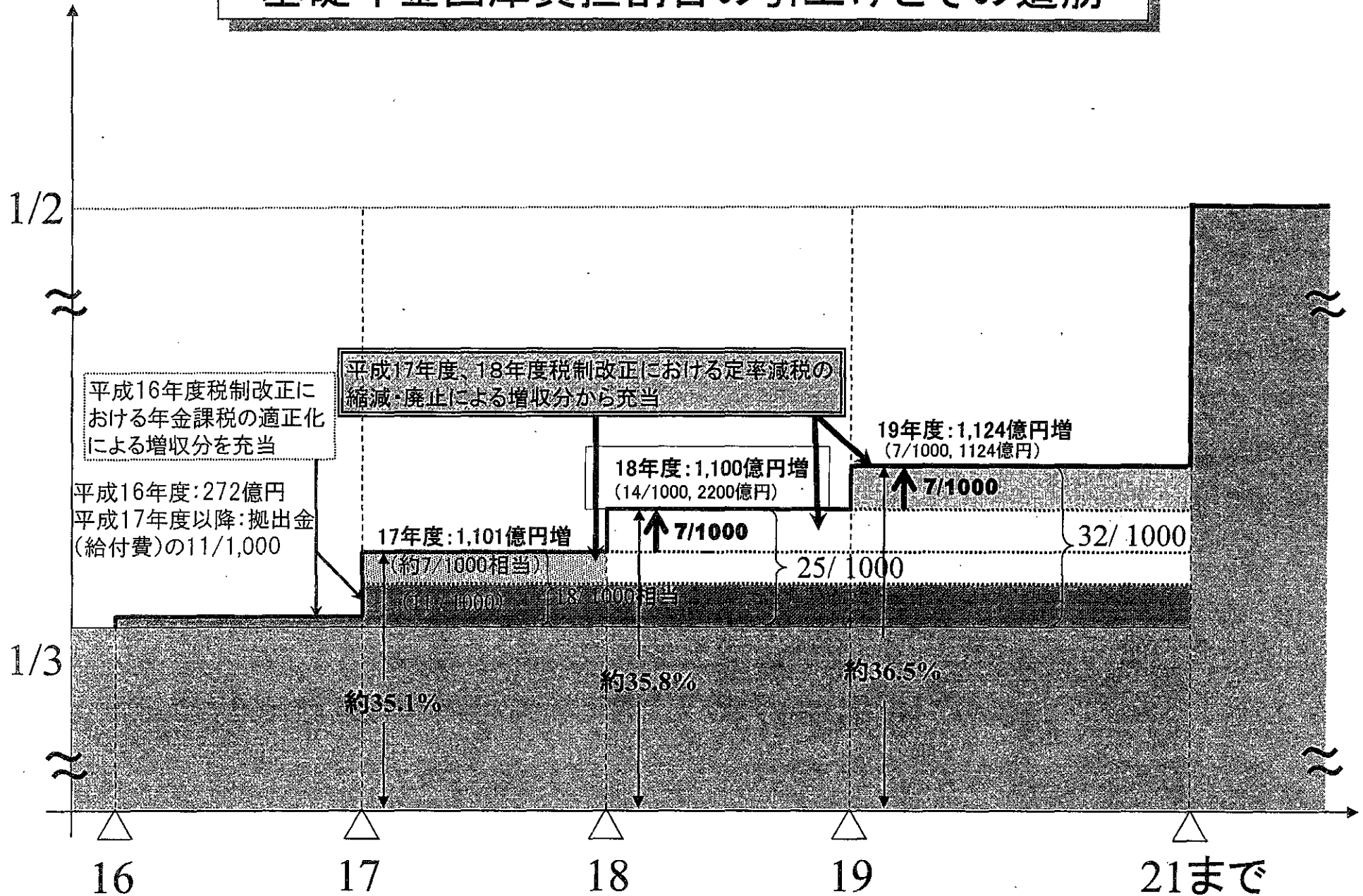
④ 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

所要の安定的な財源を確保する税制抜本改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げることが法律上明記。



年金制度を持続可能なものとするためには、上記①～④のフレームがすべて実働することが必要不可欠。国庫負担2分の1引上げは残された最後の課題。

基礎年金国庫負担割合の引上げとその道筋



持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた
「中期プログラム」(平成20年12月24日 閣議決定) —抜粋—

Ⅱ. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

Ⅲ. 税制抜本改革の全体像

1. 税制抜本改革の道筋

(1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

V. 中期プログラムの準備と実行

- (1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。
- (2) 2009 年度（平成 21 年度）の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。
- (3) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについては、2004 年（平成 16 年）年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。2009 年度及び 2010 年度の2年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を2分の1とする。なお、Ⅲ. 1. (1) における「予期せざる経済変動」に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を2分の1とする措置を講ずるものとする。

社会保障の機能強化の工程表

「社会保障国民会議中間報告」及び「国民会議最終報告」に描かれた姿を基に作成

社会保障
国民会議最終
報告に基づく
機能強化の課題

2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 (~2025)

年
金

基礎年金国庫負担割合2分の1の実現

財政検証

財政検証

実現

基礎年金の最低保障機能強化

制度設計・検討

法改正、順次実施

社会の構造変化に対する対応

- ・低年金・無年金者対策の推進 (保険料免除制度の見直し、受給資格期間の見直し、厚生年金適用拡大、保険料追納の弾力化)
- ・在職老齢年金制度の見直し等(→ 高齢者の就労に配慮した検討・実施)
- ・育児期間中の保険料免除(→ 他の少子化対策と歩調を合わせて検討・実施) など

医療

(医療)

急性期医療の機能強化

診療報酬改定

診療報酬改定

診療報酬改定

(現行)都道府県医療計画(2008~12の5か年) → (新)都道府県医療計画(2013~17の5か年)

救急を含む急性期医療の新たな指針の作成

医師等人材確保対策

医師養成数の増加

(従事医師数の増加)

臨床研修の見直し・医師と看護師等との役割分担の推進(制度的対応)

レセプトの段階的なオンライン請求への切替え

レセプトオンライン化の完全実施

- ・救急・産科等の体制強化
- ・養成数、臨床研修、役割分担の見直し等の制度的対応による人材確保 など

- ・急性期の機能分化推進
- ・地域包括ケアの推進と在宅医療の強化・充実 など

2015年の姿

- 安心して出産できる体制
- 救急患者の受入れ、早期回復
- 社会復帰できる体制の構築

介護

(介護)

介護従事者の確保と処遇改善

介護報酬改定

介護報酬改定

介護報酬改定

第4期介護計画(2009~11の3か年) → 第5期介護計画(2012~14の3か年)

基本方針の策定

居住系サービス拡充と在宅介護の強化

+3%改定

- ・専門性等のキャリアアップ、夜勤・看護体制の充実等の評価を通じた介護従事者の処遇改善と確保 など

- ・医療との連携強化
- ・グループホーム等居住系サービスの拡充
- ・24時間対応の強化等在宅介護の強化・充実 など

2015年の姿

- 居住系サービスの拡充、24時間対応、小規模多機能サービス充実による在宅サービスの整備・機能強化
- 重度化対応、看取り機能、個室化・ユニット化等の施設機能の強化

少子化対策

仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保

「安心子ども基金」の設置

「生活対策」、「5つの安心プラン」に基づくサービス基盤整備(2008~10)

新たな制度体系の創設をにらんだサービス基盤緊急整備

新制度体系スタート

新たな制度体系の下での給付・サービスの整備

すべての家庭に対する子育て支援の強化

「安心子ども基金」の設置

- ・「安心子ども基金」による保育サービスの集中重点整備
- ・放課後児童クラブの緊急整備
- ・妊婦健診公費負担の拡充 など

- ・保育所整備に加え、保育サービス提供手段の多様化(家庭的保育、小規模保育等)、供給拡大
- ・一時預かりの利用助成と普及
- ・訪問支援事業や地域子育て支援拠点の基盤整備 など

子育て支援サービスを一元的に提供する新たな制度体系の構築

新制度へのステップとなる制度改正

児童福祉法、次世代法の改正

育児・介護休業法の見直し

- 2015年の姿
- すべての子ども・子育て家庭に必要な給付・サービスを保障
 - ・休業中—所得保障(出産前後の継続就業率55%)
 - ・働きに出る場合—保育サービス(3歳未満児保育利用率38~44%)の充実(ワークシェアリング)
 - 両給付は統合又は選択・併用可能に(シームレス化)
 - ・働いていない場合—月20時間程度の一時預かりの利用を支援
 - ・学齡児—放課後児童クラブ(低学年利用率60%)
 - 「小1の壁」の解消

共通

社会保障番号・カードの導入

社会保障カード(仮称)の実現に向けた環境整備(実証実験の実施等)

→ 2011年度中を目途とした導入

新たな制度体系の制度設計の検討 → 法制化

社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理（ポイント）
－年金制度の将来的な見直しに向けて－

1. はじめに

- 平成 16 年改正により、長期的な給付と負担の均衡を確保し、公的年金制度を持続可能なものとする見直しを実施。
基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 は、その前提となる所要の安定財源を確保する税制抜本改革を行った上で、政府の責任として平成 21 年度当初から必ず実現すべき。また、少なくとも 5 年毎とされている財政検証は着実に実施。
- 40 年加入の満額年金の受給者が多数現れるようになった昨今、高齢者間の所得格差が拡大しているとの指摘等により、無年金者や低年金者の問題が焦点化。

2. 低年金・低所得者に対する年金給付の見直し

- 年金制度内で低年金・低所得者へ対応することは、公的年金制度の維持や国民の信頼確保に資する。ただし、保険料の納付意欲に悪影響を及ぼすなどモラルハザードが生じかねない方策を採ることは厳に慎むべき。

【最低保障年金】：基礎年金において低年金者に対し一定額を保障

- ・ 滞納者にも一定額の年金を支給することとなるため、保険料の納付意欲に悪影響が大きく、こうした課題への対処を図る工夫が必要。

【保険料軽減支援制度】：保険料拠出時に所得に応じて保険料の一部を軽減し、軽減後の保険料納付を求める一方、軽減分を公的に支援

- ・ 所得に応じた保険料で満額の基礎年金を受けられる仕組みであり、社会保険方式の基本は踏まえた案。最低保障年金のようなモラルハザードが生じないと考えられる。
- ・ 将来に向けては満額の基礎年金を受給できるようになるが、現在の低年金者への対応とはならず、また、給付時に低所得である者について満額の基礎年金が受給できれば十分かという問題。
- ・ 自営業者等の所得捕捉の問題（いわゆるクロヨン）、拠出時に支援を受けながら年金受給時に高所得となった場合等の問題。

【単身低所得高齢者等加算】：基礎年金の額が満額であるか否かにかかわらず、著しく所得の低い単身高齢者等の基礎年金に加給金を加算

- ・ 基礎年金の額は、単身世帯は夫婦世帯の半分となる一方で、生活費については必ずしも半分とはならないため、単身世帯は夫婦世帯に比べて、厳しい経済状態に置かれていることを踏まえて検討。
- ・ 制度の対象者の範囲については検討。
- ・ 低年金・低所得者への対応という観点からは即効性があるのではないか。ただし、もともと低年金である者はこの加算だけでは十分な基礎年金を受給できない場合もあることに留意が必要。

【税方式】：基礎年金に必要な財源を全額税財源で賄う税方式を導入する。

- ・ 老後に向けて自ら備えるという基本的考え方を損なわない工夫が可能か、また、移行措置や9～33兆円の巨額の財源の確保をどうするかといった論点について、中長期的な視点で引き続き議論。

○ クローバックなど高所得者に対する年金給付の扱いについては更に検討。

3. 基礎年金の受給資格期間（25年）の見直し

- 納付した保険料はできる限り年金給付に結びつけるべきという考え方を踏まえ、例えば10年程度とすることも考えられる。
- なお、受給資格期間の単純な廃止は、低額年金の増加につながるなどから、不適當。

4. 2年の時効を超えて保険料を納めることのできる仕組みの導入

- 時効期限である2年そのものの延長は困難だが、2年の時効を超えて保険料を納めることができる事後納付の仕組みの導入を積極的に検討すべき。

5. 国民年金の適用年齢の見直し

- 大学進学率の上昇の状況を踏まえ、また、保険料納付率の向上を図る観点から国民年金の適用年齢の変更について、引き続き検討することが適當。検討に際しては、障害年金への影響に留意が必要。

6. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等

- まず、被用者年金一元化法案の早期成立を図るべき。基礎年金の最低保障機能強化などにより制度環境が大きく変化した際に、更なる適用拡大を検討すべき。

7. 育児期間中の者の保険料免除等

- 次世代育成支援策は喫緊の課題であり、現行、被用者年金の被保険者に限られている育児期間中の保険料免除等の措置の対象を拡大し、出産・育児を行う者について普遍的に適用される仕組みとすることについて、更に検討を進めるべき。
ただし、政策コストが巨額となるのに対し、少子化対策への効果等は不明・限定的なものとなってしまうことに十分留意が必要。

8. 在職老齢年金の見直し

- 支給開始年齢に到達したのに、働くことで年金が支給停止されるのは納得できないとの意見がある中、現行制度に対する信頼確保の観点から、支給停止の基準を緩和することなどについて引き続き検討すべき。
ただし、高齢者の雇用促進効果、高齢者の所得水準の向上効果は期待できないのではないかという意見もある。
- 現役世代の負担との均衡や年金財政への影響を踏まえつつ、支給停止の開始点である28万円を一定程度緩和することも考えられる。

9. 標準報酬月額の上限の見直し

- 標準報酬月額の上限を超える高所得者に、実際の報酬に見合った負担をしてもらうため、現行の上限を超えた分も負担を求めることを検討すべき。ただし、過剰給付の防止のため、給付への反映の仕方に一定の工夫が必要。

10. おわりに

- 追加的な費用が必要となる場合、保険料負担により対応するか、税財源で対応するかは重要な検討課題。

(保険料財源で対応する場合)

- 保険料負担の上昇か所得代替率の低下により16年改正による財政フレームの見直しが必要となるおそれ。別途の財源対策が必要。

(税財源で対応する場合)

- 一定程度の税財源が必要となると予想されるため、改革の実施時期は、消費税を含め税制の抜本改革を通じた安定財源の確保を展望した上で決定される。

- 上述の改革の実現に当たっては、国民生活に直接関わる重要な問題であるため、国民的な理解を得ながら、様々な場で議論されることが必要。

2. 平成21年度の年金額について

平成21年度の年金額について

・年金額への影響（据え置きの見通し）

【サラリーマン世帯の標準的な年金額】

厚生年金（月額）（夫婦2人の老齢基礎年金を含む。）

（平成20年度）	→	（平成21年度）
232,592円		232,592円

【老齢基礎年金】

国民年金（月額）	66,008円	→	66,008円
----------	---------	---	---------

（注）現在の年金額は、平成12年度から14年度のマイナス物価スライド（累積1.7%）を据え置いた特例水準となっており、年金額の改定は、この特例水準を解消した上で行われることとされていることから、平成21年度の年金額については、据え置きとなる見込み。

平成21年度の国民年金保険料について

【国民年金保険料（月額）】

（平成20年度）	⇒	（平成21年度）
14,410円		14,660円

（注）国民年金保険料は、法律上、平成29年度まで毎年280円（平成16年度価格）引上げることとし、平成21年度においては14,700円を予定していたところ。実際の保険料額は、平成19年の物価の伸び等により、前年度からは250円引き上がることとなる。

3. 特定障害者に対する特別障害給付金の支給について

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律

1. 特別障害給付金支給制度創設の趣旨

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置を講じる観点から特別障害給付金を支給し、もって障害者の福祉の向上を図る。

2. 対象者

- ・ 平成3年度前の国民年金任意加入対象であった学生
- ・ 昭和61年度前の国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者であって、任意加入していなかったもののうち、当該任意加入期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当するものとして認定を受けた者

3. 支給額

- 1級：月額5万円（平成20年度）（2級の1.25倍）
- 2級：月額4万円（平成20年度）

拠出制障害基礎年金の趣旨を損なうことなく、福祉的措置として配慮を行う。

- ・ 自動物価スライドを行う（支給額については政令で定める）。
- ・ 所得による支給制限を行う（所得制限限度額については政令で定める）。

4. 費用負担

全額国庫負担

5. 実施主体

- ・ 国が対象者の認定及び給付金の支給の事務を行う。
- ・ 市区町村を支給申請の窓口とする。

6. その他

- ・ 国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、年金を受給していない障害者に対する福祉的措置については、今後引き続き検討が加えられるべきものとする。
- ・ 特別障害給付金を受給している場合には、国民年金保険料の申請免除を可能とする。

4. 公的年金制度の一元化・短時間労働者への 厚生年金適用について

被用者年金一元化法案の概要

1. 法律案の趣旨

被用者年金制度の一元化については、平成18年4月の閣議決定及び12月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

2. 法律案の概要

(1) 主要事項

- ① 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。
- ② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
- ③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。
- ④ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。
- ⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。
- ⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)

(2) その他

- ① 被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)
- ② 企業年金に係る規定の整備等。

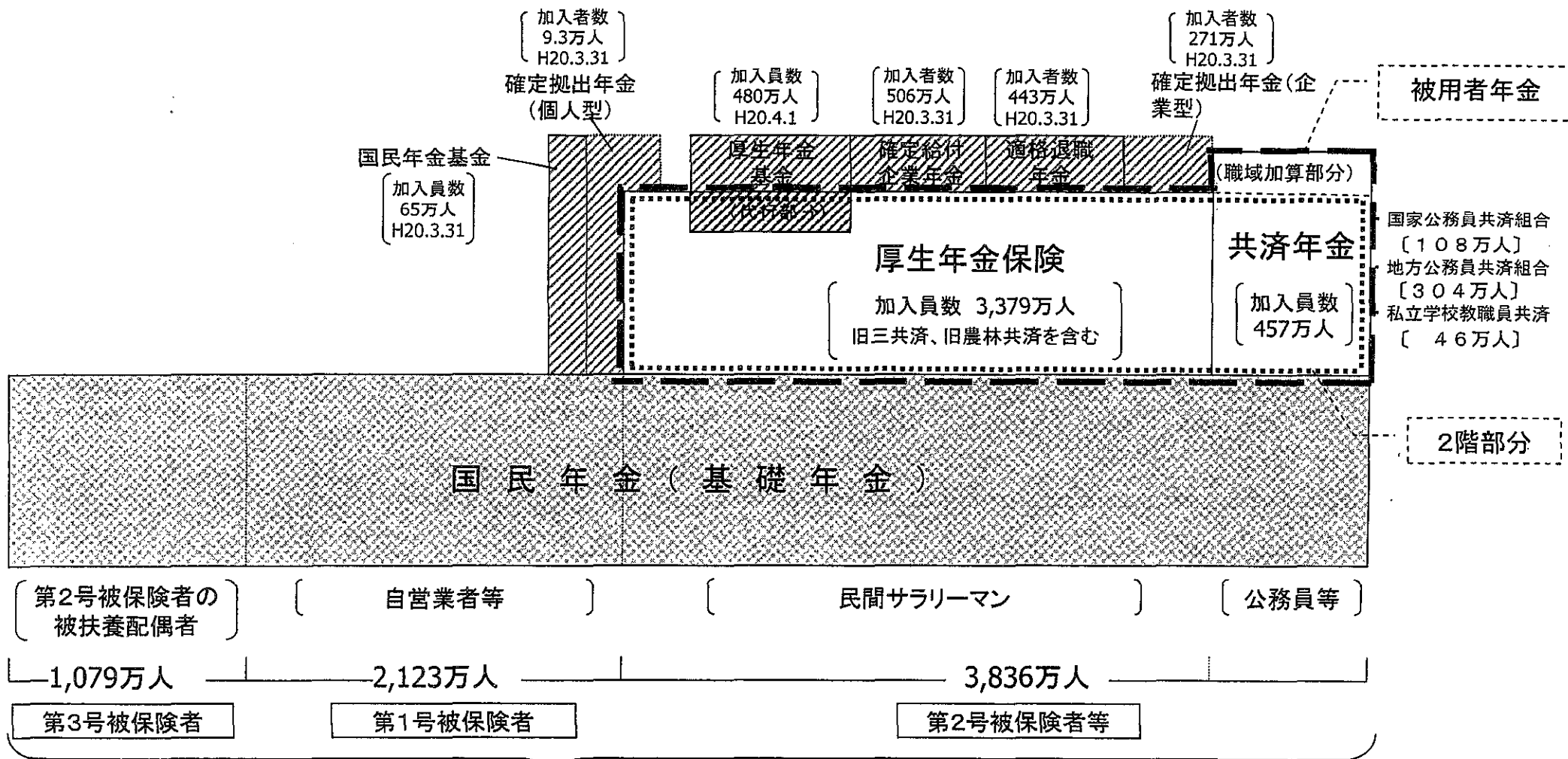
3. 施行時期

- ・ 原則、平成22年4月1日(一部は平成23年4月1日等)。
- ・ パート労働者に対する適用拡大については、平成23年9月1日。
- ・ 追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年4月1日。

※ 本法案は平成19年4月13日、第166回通常国会に提出され、継続審議の取扱いとされている。

年金制度の体系

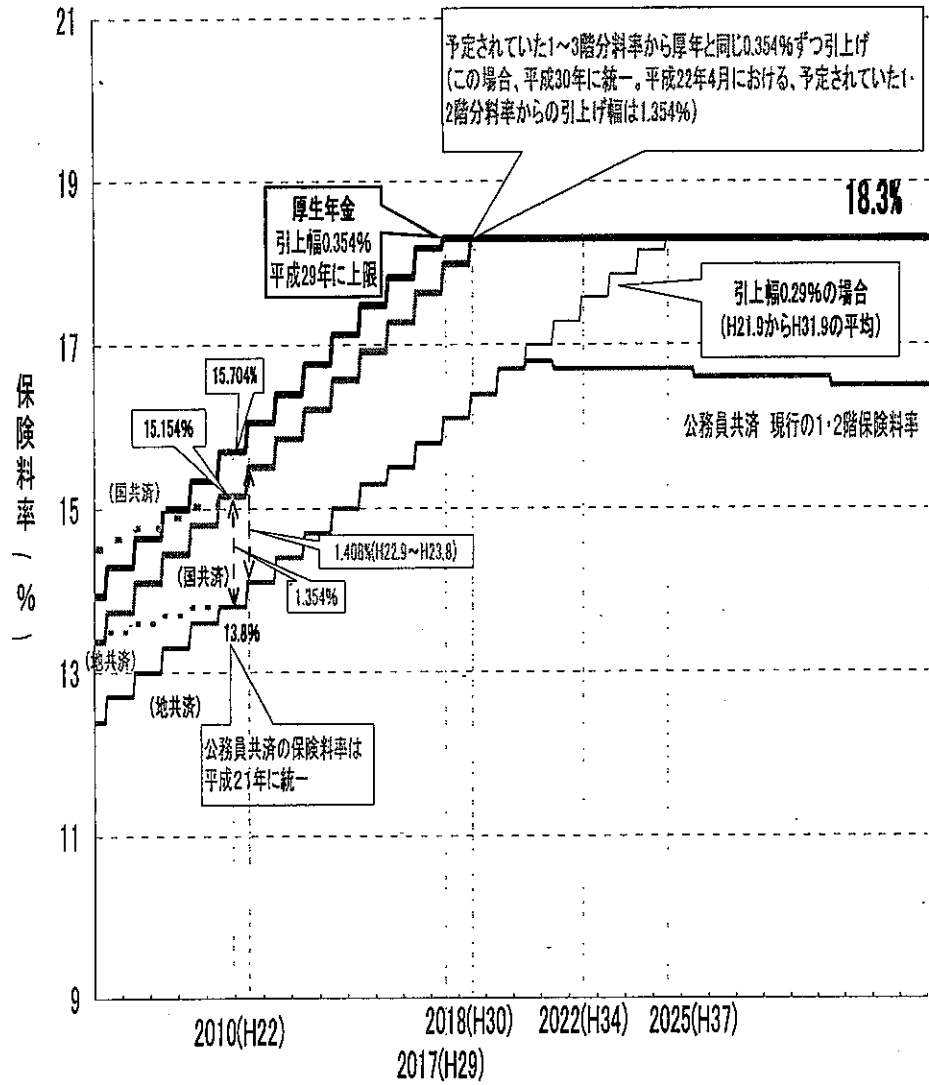
(数値は、注釈のない限り平成19年3月末)



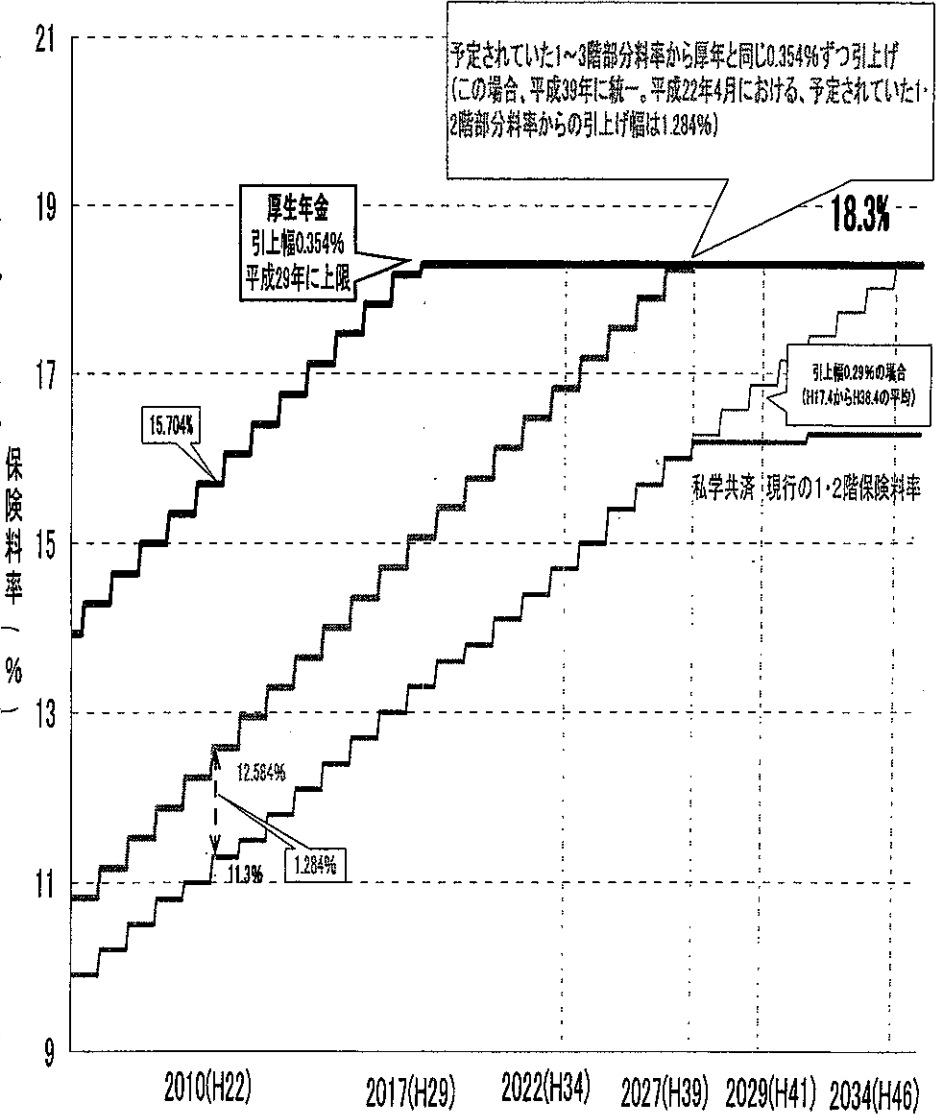
- ※ 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
- ※ 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
- ※ 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
- ※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

保険料水準の統一スケジュール

(公務員共済)

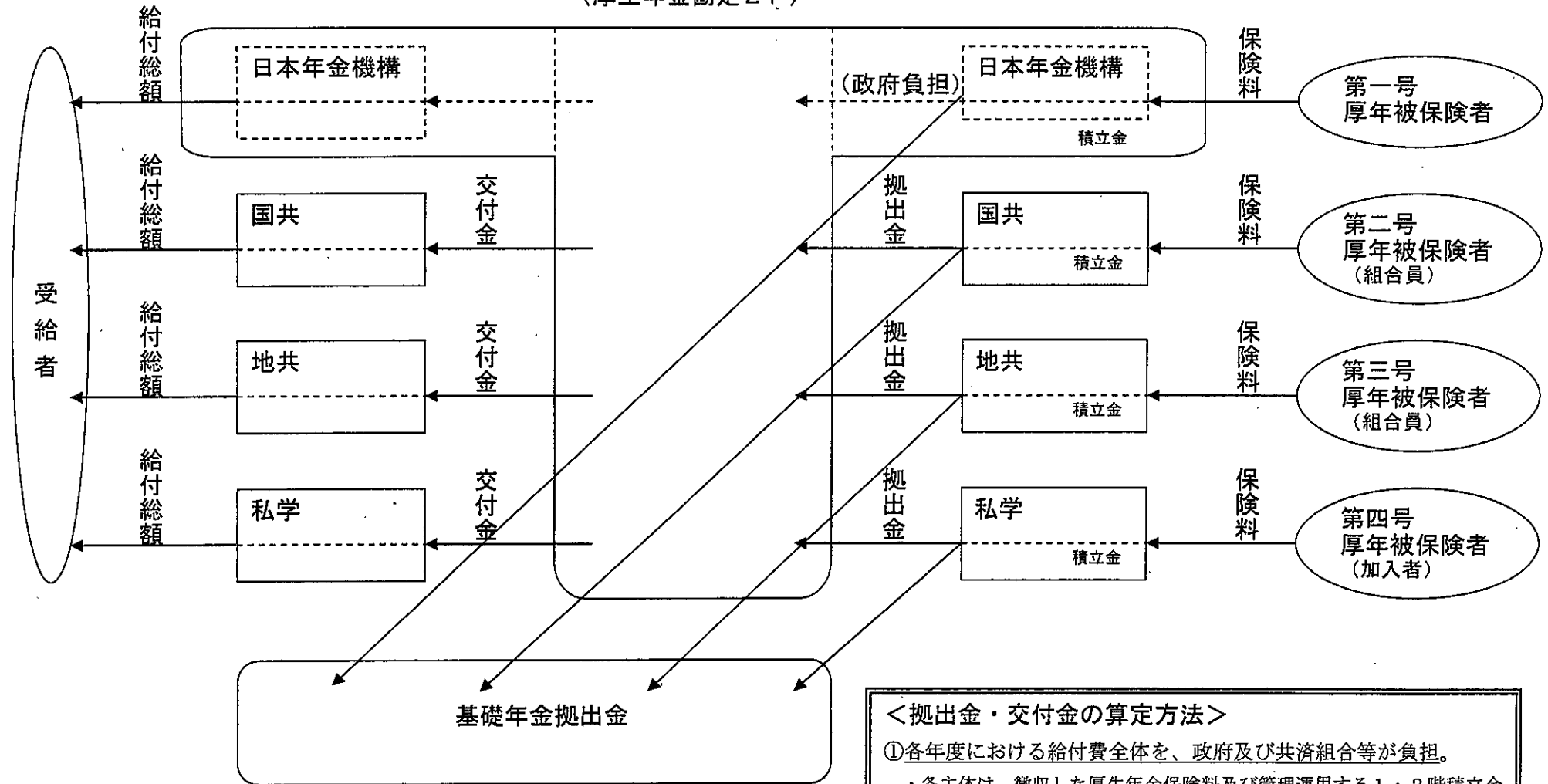


(私学共済)



(イメージ)

(厚生年金勘定 2 F)



基礎年金拠出金

(基礎年金勘定 1 F)

< 拠出金・交付金の算定方法 >

- ①各年度における給付費全体を、政府及び共済組合等が負担。
 - ・各主体は、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金に応じて負担(各主体の標準報酬総額及び積立金残高で按分)。
 - ・激変緩和措置として、当分の間、支出費按分も取り入れる。
- ②共済組合等の負担分は、拠出金として特別会計の厚生年金勘定に計上。
- ③政府は民間分を支給。公務員等分は共済組合等に交付金を交付。
見込額を基に算定し、翌々年度に実績値で精算(政令委任)

パート労働者に対する厚生年金適用の拡大

1. 新たな適用基準

※具体的な数値「20時間」「98,000円」「1年」「300人」については法律で明記

①労働時間：「週所定労働時間が20時間以上」であること

かつ

②賃金水準：「賃金が月額98,000円以上」であること

かつ

③勤務期間：「勤務期間が1年以上」であること

かつ

④学生の取扱い：学生は適用対象外とする

かつ

⑤ 中小零細事業所への配慮：「従業員が300人以下」の中小零細事業主には新たな基準の適用を猶予

※ 雇用保険の例に同じ

※ 現行の厚生年金の保険料負担の基準(標準報酬等級)の下限の額

※ 賞与、通勤手当、残業手当等を含まない毎月の賃金支給額で判断

※ 大学、短大、高校、高専、専修学校、各種学校(1年以上課程)等の学生

※ 現在厚生年金の適用対象とされている従業員の人数で算定

※ 猶予期間は「別に法律で定める日」まで

→ この基準により新たに適用対象となる人数は約10~20万人程度

※ 現在、「4分の3以上」の基準により既に厚生年金の適用対象とされているパート労働者については、引き続き現行の基準による。

2. 健康保険・介護保険

- 被用者に対する社会保険制度として一体的な運営を行っていることから、厚生年金で新たに適用対象となる者については、健康保険・介護保険も適用する。

3. 施行時期

- 制度の周知や企業の対応、行政実務(日本年金機構)の対応など十分な準備期間を設ける観点から、平成23年9月1日から施行する。(※日本年金機構:平成22年1月発足予定)

短時間労働者への厚生年金・国民年金の適用について

1日又は1週間の所定労働時間、1カ月の所定労働日数がそれぞれ当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者のおおむね4分の3以上であるか

4分の3以上である

4分の3未満である

被用者年金制度の被保険者の配偶者であるか

配偶者ではない

配偶者である

年間収入が130万円以上(※)と見込まれるか

130万円以上である

130万円未満である

【厚生年金の被保険者】

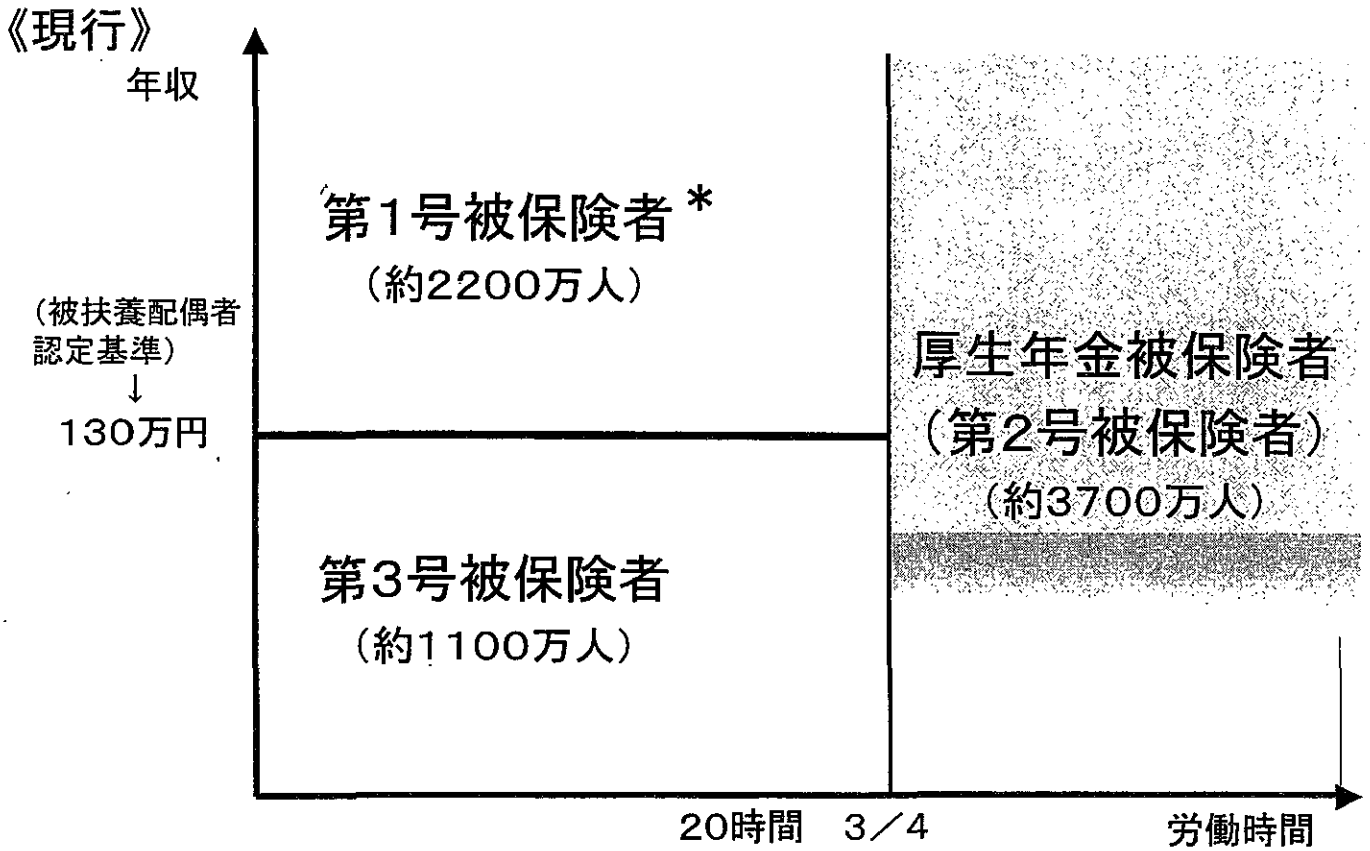
(国民年金の第2号被保険者)

【国民年金の第1号被保険者】

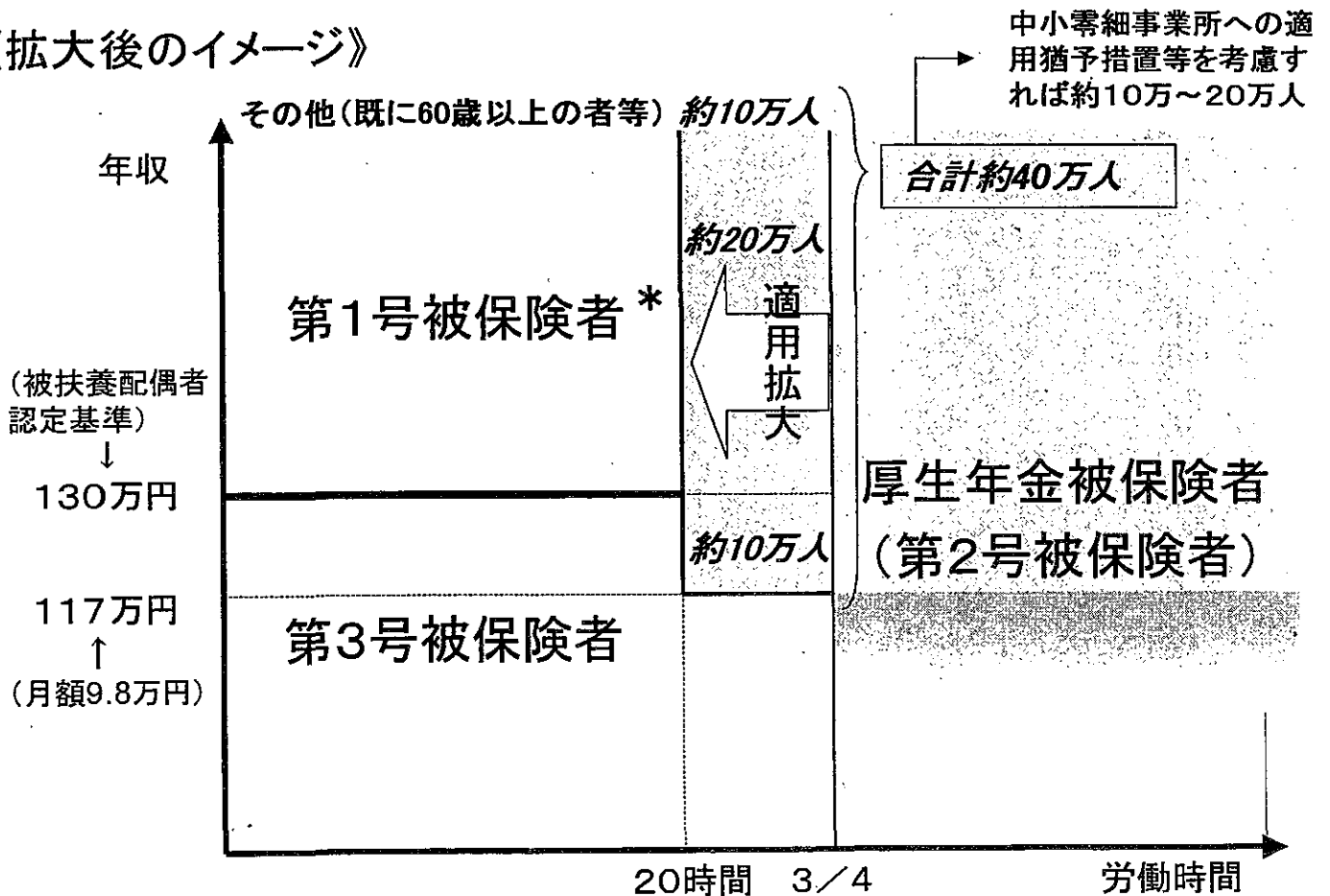
【国民年金の第3号被保険者】

※ここでいう「収入」には給与の他、資産所得等、継続して入る収入が含まれる(資産所得、事業所得等経費を要するものについては必要経費控除後)。

パート労働者に対する厚生年金の適用範囲



《拡大後のイメージ》



* 第1号被保険者には、年収130万円以上の被用者の被扶養配偶者のほか、年収を問わず、独身者や自営業者の家族などが含まれる。

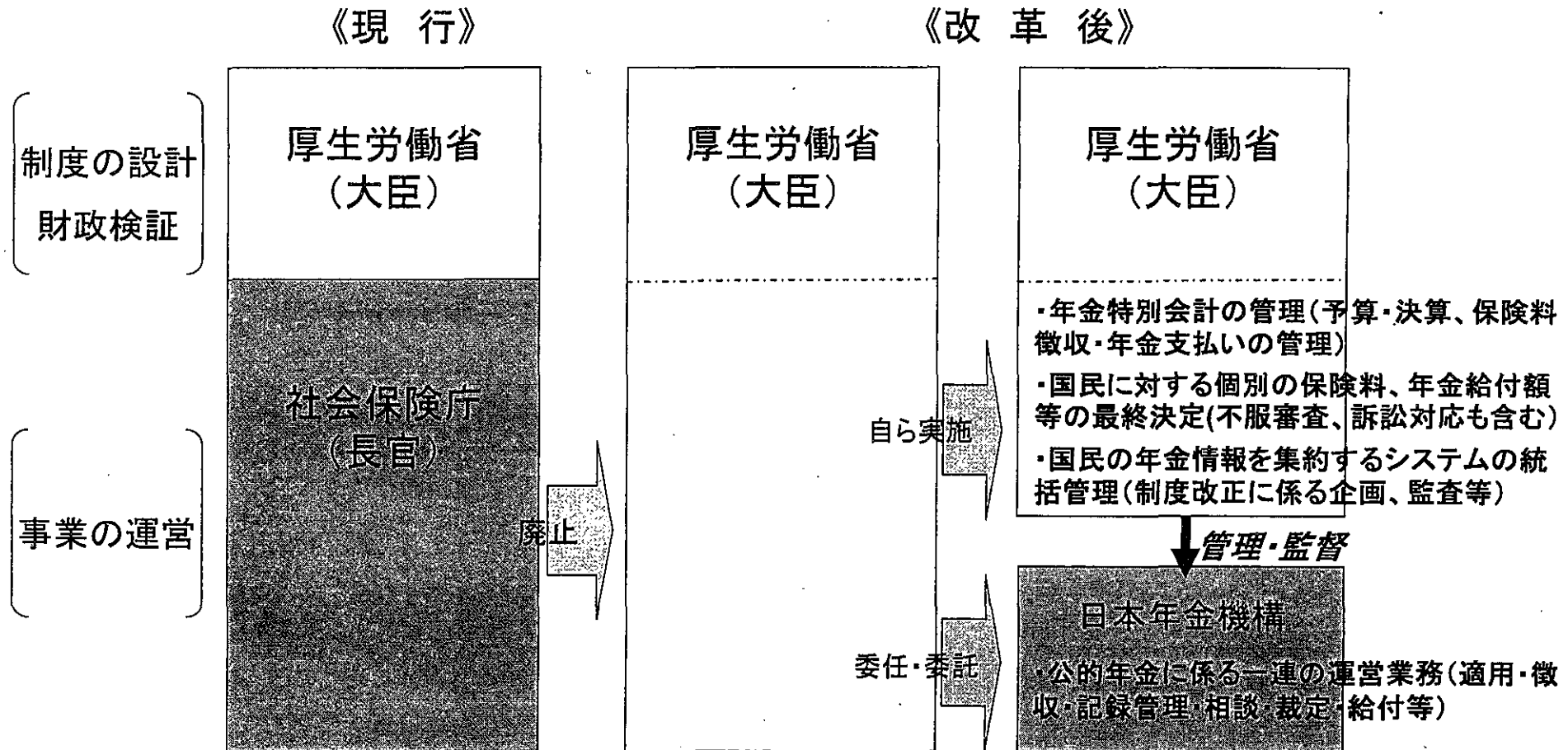
(注) 拡大に伴う影響人数(合計約40万人)は、一定の前提を置いた粗い試算

5. 社会保険庁廃止後の年金管理組織について

社会保険庁改革と公的年金に係る国の責任について

国民の信頼に応えることができる公的年金の運営体制とするため、

- ① 社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、
- ② 新たに日本年金機構を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運営業務を担わせることとする。



社会保険事務局等から地方厚生局へ移管する業務

- 国が引き続き担う①審査請求の対応、②市町村等地域との連携支援については、厚生労働省（地方厚生局）で行う。
- また、日本年金機構法に基づいて新たに厚生労働大臣の業務とされたもの（国に代わって機構の職員が実施する事務に関する認可等）については、機構の職員が所属する事務所に身近な行政機関（地方厚生局）で行う。

[社会保険事務局等(平成20年10月～)]

[地方厚生局(平成22年1月～)]

社会保険事務局(47局)

■ 総務部門

■ 運営部門

■ 事務センター(47か所)

■ 社会保険事務所(312所)

【審査請求】

年金給付の処分決定に係る審査請求の対応

など

【市町村等地域との連携支援】

年金委員の委嘱、市町村の法定受託事務への指導・助言、市町村事務費交付金の交付

など

【国に代わって機構の職員が実施する事務に関する認可】

機構が行う立入調査・滞納処分の認可、滞納処分に関する国税局との調整

など

【年金記録問題への対応】

オンライン記録と紙台帳等の記録との突合せ、市町村及び企業等との連携強化

社会保険庁本庁から厚生労働省本省へ移管する業務

○ 社会保険庁の業務を仕分けし、今後、厚生労働省（本省）が担う業務は、次のとおり。

[社会保険庁本庁(平成20年10月～)] → [厚生労働省本省(平成22年1月～)]

■本 庁

総 務 部

運 営 部

■社会保険業務センター

■ 社会保険大学校

【事業実施に関する総合的な企画立案・調整】

年金記録問題への対応、国民年金保険料未納対策、障害認定基準 など

【厚生労働大臣の直轄事務】

年金給付額及び保険料の最終決定、訴訟への対応 など

【社会保険オンラインシステムの保有】

年金法令等との整合性の検証、政府の情報化への対応、予算要求・執行手続き、システム監査 など

【年金特別会計の管理】

財政、予算、契約、管財、決算 など

【日本年金機構に対する指導監督】

目標設定、実績評価、業務・会計監査 など

【その他】

情報公開、文書管理、受給者の動向等の統計、広報・広聴、外国の保険者との調整、施設の整理推進、記録突合の指導・監督 など